

山口県公共交通事業継続支援補助金（タクシー関係）事業実施要領

一般社団法人 山口県タクシー協会

（趣旨）

第1条 この実施要領は、山口県公共交通事業継続支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び山口県公共交通事業継続支援補助金（バス・タクシー関係）実施要領（以下「実施要領」という。）の規定に基づき、タクシーにおける山口県公共交通事業継続支援補助金事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体及び補助対象者）

第2条 補助金事業の実施主体は、一般社団法人山口県タクシー協会（以下「協会」という。）とし、補助対象者は、山口県内に営業所を有するタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。））とする。

（補助金事業の実施期間）

第3条 この補助金事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。

（申請書等の様式）

第4条 この要領に定める申請書類の様式は、次の各号に定める書式による。

- | | |
|----------------------------|-----|
| （1）事業決定依頼書（補助対象者→協会） | 様式1 |
| （2）事業決定通知書（協会→補助対象者） | 様式2 |
| （3）事業完了届及び補助金請求書（補助対象者→協会） | 様式3 |
| （4）事業変更・廃止届（補助対象者→協会） | 様式4 |
| （5）事業変更・廃止承認通知書（協会→補助対象者） | 様式5 |

（補助対象事業及び補助対象経費）

第5条 交付要綱第5条に定める補助対象事業及び実施要領第5条に定める補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- （1）車両における定期的な安全点検経費や機器の維持経費等、車両の維持に要する次の経費
 - ア 道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備及び第58条に規定する検査に要する経費（自賠責保険料、自動車重量税及び印紙代は除く。）並びに車両を維持するために必要な部品等の交換、車両の修理及び部品等の購入に要する経費
 - イ ドライブレコーダー、タクシーメーター、無線、キャッシュレス機器等、事業の継続に不可欠な機器の維持に要する経費
- （2）車両・設備・器具にかかる洗浄・消毒・除菌・飛沫感染防止等に要する次の経費
 - ア 従業員の体温測定を実施するための機器の購入に要する経費
 - イ 車両、事業所及び車内の座席、手すり、防護スクリーン、タブレット等について、消毒・除菌を行うための機器購入や車両の機能強化に要する経費

- ウ 座席間に設置する防護スクリーンの設置に要する経費
 - エ 事業所における飛沫防止対策や、運行中の乗務員の飛沫防止対策に要する経費
 - オ 車内において、利用者が手指消毒を実施可能とするために要する経費
 - カ 利用者に対し、感染拡大防止について協力を求めるための、チラシ等の作成に要する経費
 - キ 車両における感染症対策の取組について周知を行うための、広告宣伝に要する経費
 - ク タクシー乗り場等において、待ち列を作る際のフィジカル・ディスタンスをとるよう、協力を求めるための、チラシ等の作成に要する経費
- (3) 前号に掲げるものの他、新たな技術を活用した感染症対策に要する次の経費
- ア 利用者に対し、車両における換気状況について情報提供を行うための、システム又は空気清浄モニター等機器の導入に要する経費
 - イ 非接触型キャッシュレス決済の導入に要する経費
- (4) 前号の他、A I や I C T 等の新たな技術を活用した感染症対策として、効果が認められる事業については、別途、県と協議の上、補助対象経費とすることができる。

(国庫補助事業にかかる事業者負担分への支援)

第6条 国庫補助事業の実施に必要な経費について、事業者負担分への支援事業に要する経費については、第5条各号（ただし第1号は除く。）に該当するものを補助対象経費とする。

(補助金の限度額等)

第7条 第5条各号の補助対象経費に対する補助率及び限度額は次のとおりとする。

(補助率) 経費の補助率：10/10以内

2 補助対象者ごとの補助金の上限額は、次の各号により算出した額とする。

(1) 事業継続への支援（第5条第1号）

(算式) タクシー保有車両数（台）×9万円

(2) 感染症対策への支援（第5条第2号、第3号及び第4号）

(算式) タクシー保有車両数（台）×2万円

3 前項の保有車両数については、令和3年3月31日現在の車両数とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式1「事業決定依頼書」を次条の受付期間内に協会に提出しなければならない。

(決定依頼書の申請受付期間)

第9条 補助対象事業の決定依頼書の受付期間は、令和4年2月28日までとする。

(補助金事業の決定通知)

第10条 協会は、提出された事業計画書の内容を審査の上、別記様式2「事業決定通知書」により当該申請者に通知するものとする。

(事業の完了届及び補助金の支払い)

第 11 条 事業決定通知を受けた者が当該事業を完了したときは、別記様式 3「事業完了届及び補助金請求書」を協会に提出しなければならない。

2 協会は、提出された事業完了届の内容を審査のうえ、補助金を支払うものとする。

(補助対象事業の変更等)

第 12 条 事業決定通知を受けた補助対象事業の内容等を変更又は廃止しようとするときは、別記様式 4「事業変更・廃止届」を、すみやかに協会に提出しなければならない。

2 協会は、提出された変更・廃止届の内容を審査のうえ、別記様式 5「事業変更・廃止承認通知書」により通知するものとする。

(書類の保存及び機器装置等の保管)

第 13 条 第 8 条、10 条、11 条及び 12 条に基づき作成する書類は、令和 9 年 3 月 31 日まで保存しておかなければならない。ただし、機械装置等を購入した場合には、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）で定める処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数の期間を経過するまで保管しておかなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 14 条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象とせず、又は補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金を重複して受けた場合。

(2) 交付要綱、実施要領又はこの要領に違反した場合。

(3) 補助金の交付の決定に付された条件に違反した場合。

(4) 虚偽の申請又は報告を行った場合。

(補則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項については協会が別にこれを定める。

附則

この要領は、令和 3 年 9 月 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。